

計画年度
令和3年度～
令和12年度

和歌山県における獣医療を提供する 体制の整備を図るための計画書

令和4年3月
和歌山県

はじめに	1
第 1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	2
1 診療施設及び主要な検査機器等の整備の現状	
2 診療施設の整備に関する目標	
第 2 産業動物分野の獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	5
第 3 産業動物診療獣医師の確保に関する目標	6
1 公務員獣医師の確保目標	
2 公務員獣医師の確保対策	
第 4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する方針	7
1 産業動物分野	
2 小動物分野	
第 5 獣医療に関する知識・技術の向上に関する事項	8
1 公務員・産業動物診療分野	
2 小動物診療分野	
3 生涯研修等	
第 6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	9
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者への衛生知識の普及・啓発	
3 広報活動の充実	

はじめに

和歌山県は本州最南端に位置し、温暖な気候と県土の多くが森林に囲まれた山地であることから、みかんや柿といった果樹を中心とした産業が盛んである。一方、畜産業については中規模から小規模の畜産農家が県全域に散在している状況である。

本県における獣医療は、県の機関である家畜保健衛生所が、家畜伝染病の発生予防やまん延防止等の本来業務に加え、県内全ての畜産農家の家畜診療を行っているという特徴がある。

昨今の獣医療を取り巻く情勢としては、産業動物分野では、人や物の移動等国際化の進展による海外からの新興・再興感染症の国内への侵入リスクの増大に対して、人、飼育動物及び野生動物を包括する生態系の健全性を一体的に維持する「One Health」の考え方に基づいた新たなニーズに対する取り組みが進められており、これらに対応する獣医師の社会的ニーズはますます高まっている。また、小動物分野においては、動物愛護に対する意識の向上に伴い、小動物は家族の一員として位置付けられるようになってきており、飼育者から求められる獣医療の内容は複雑化、専門化してきている。こういった現状から、産業動物分野においても小動物分野においても獣医師に求められる技術・知識は高度化しつつある。

以上のように、獣医療に対する社会的ニーズの変化への対応及び県のもつ検査・診療機関としての役割を果たすために、産業動物臨床獣医師の確保目標や、診療施設の整備目標のほか、高度化多様化する飼養者のニーズに応えられる獣医師を養成・確保するための指針を「獣医療を提供する体制の整備を図る和歌山県計画」として策定した。

第 1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な検査機器等の整備の現状

(1) 産業動物・小動物診療施設の開設状況

各地域における診療施設の開設状況は下表のとおりである。

産業動物診療については、県内全域で家畜保健衛生所が実施している。

小動物診療施設については、個人・法人ともに紀北地域が紀南より多く開設されており、これは地域の人口差(紀北：74万人、紀南：16万人)によるものと考えられる。

(単位:か所)

地域	産業動物							小動物						
	診療施設数	開設主体の内訳						診療施設数	開設主体の内訳					
		県	市町村	農業協同組合	農業共済組合	法人その他の団体	個人		県	市町村	農業協同組合	農業共済組合	法人その他の団体	個人
紀北	3	1	0	0	0	1	1	74	1	1	0	0	18	54
紀南	3	2	0	0	0	0	1	14	0	0	0	0	2	12

(紀北:有田郡以北、紀南:日高郡以南)

(2) 産業動物診療施設の整備状況

本県の産業動物診療を担っている家畜保健衛生所(2家保、1支所)の整備状況は下表のとおりで、各所には診断や病性鑑定のための検査室や解剖室が整備されている。

地域	施設名	検査室	解剖室
紀北	紀北家畜保健衛生所	5	2
紀南	紀南家畜保健衛生所	1	1
	紀南家畜保健衛生所東牟婁支所	1	0

(3) 産業動物診療施設での検査機器等の整備状況

家畜保健衛生所における検査機器等の整備状況は下表のとおりである。

産業動物診療に必要な血液検査機器や超音波診断装置については、各所に整備されている。また、病性鑑定課のある紀北家畜保健衛生所では、細菌・ウイルス・病理・生化学検査を行うための機器等が整備されている。

(単位:台)

施設名	検査機器等																
	血液生化学分析装置	超音波診断装置	高速液体クロマトグラフ	分光光度計	自動血球計数装置	リアルタイムPCR	ゲル撮影装置	電気泳動装置	顕微鏡	マイクロプレートリーダー	凍結切片作成装置	安全キャビネット	自動固定包埋装置	自動染色装置	ブロック作成装置	開放式換気装置	遠心分離機
紀北家畜保健衛生所	1	1	1	1	1	2	2	3	5	2	1	3	1	1	1	2	5
紀南家畜保健衛生所	2	2	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	2
施設名	検査機器等																
	超低温フリーザー	孵卵器	ドラフトチャンバー	クリーンベンチ	サーマルサイクラー	インキュベーター	純水製造装置	オートクレーブ	乾熱滅菌機	冷凍冷蔵庫	薬用冷蔵庫	プレハブ冷凍庫	大型冷蔵庫	大型冷凍庫	全自動製氷機	超音波洗浄機	電子天秤
紀北家畜保健衛生所	2	3	1	1	2	7	3	3	1	4	2	1	1	1	1	5	3
紀南家畜保健衛生所	0	0	0	0	0	2	0	1	1	1	2	0	0	0	0	1	1

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 家畜保健衛生所の整備目標

産業動物診療においては、迅速かつ正確な診断による家畜の損耗防止を図るため、往診先の農場で用いるポータブル機器や検査室で用いる機器の整備が必要となる。これらの機器は、症例数や疾病発生状況を勘案し必要に応じ整備するものとする。

また、家畜衛生においては、国の通知・指針に基づく発生予察やまん延防止に係る検査に対応するため、必要に応じて新たな検査機器を整備するとともに、現在配備している機器については、計画的な更新と検査精度の維持・向上に努める。

さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等特定家畜伝染病の発生に備え、防疫措置に必要な資機材の備蓄を計画的に行う。

(2) 小動物診療施設の整備目標

小動物診療施設については、飼育者から専門的かつ高度な獣医療の提供が求められているが、獣医系大学や民間の高度二次診療施設・検査施設との連携等により、過剰な設備投資とならないよう配慮しつつ、必要な施設及び機器を整備することが望まれる。

第3 産業動物診療獣医師の確保に関する目標

1 公務員獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする公務員獣医師(農林水産部)の確保目標を下表のとおりとする。

	令和3年 12月の 獣医師数 (A)	令和12年度 の獣医師 確保目標 (B)	令和12年度 までの 退職予定 獣医師数 (C)	令和12年度 の推定 獣医師数 (A-C) (D)	令和12年度 までに 確保すべき 獣医師数 (B-D)
紀北家畜 保健衛生所	12	12	4	8	4
紀南家畜 保健衛生所	11	12	4	7	5
本庁	7	8	2	5	3
県研究機関	11	11	6	5	6
計	41	43	16	25	18

2 公務員獣医師の確保対策

近年、畜産業の振興、食の安全性確保のため、全国的に公務員・産業動物獣医師の必要性が高まっている。このことは、本県においても同様であるため、定員確保に向けた以下の取組を実施する。

(1) 獣医学生等に対する取組

県は獣医学生が公務員分野の情報に接することのできる機会を確保するため、獣医系大学への職員採用案内の提供や就職説明会等への積極的な参加を継続するとともに、インターンシップや参加型臨床実習を広く受け入れ、家畜診療を兼務している本県公務員獣医師(農林水産部)の業務内容を周知し、業務意義と必要性についての理解を深め、本県への就職意欲が向上するよう努める。

また、小中高校生を対象とした県政おはなし講座を通して畜産への興味を抱かせ、将来的な公務員獣医師の確保に繋がるよう努める。

さらに、必要に応じて国の獣医師養成確保修学資金給付事業の利用を検討する等、獣医学生や県内高校生の本県公務員分野への誘引を図る。

(2) 就業環境の改善

県は、定年退職した公務員獣医師、公務員獣医師への復職・転職を希望する獣医師資格保有者の積極的な雇用により獣医師の確保に努めるとともに、給与面では、初任給調整手当の拡充、各種手当の増設・増額の要求に取り組むこととする。

また、代替職員の確保により男女ともに育児休暇を取得しやすくするとともに、育児休暇を取得した獣医師が復職しやすい環境の整備を進める。

第4 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する方針

1 産業動物分野

(1) 組織的な家畜防疫体制の確立

県は国、市町村、県農業協同組合連合会、県農業共済組合、公益社団法人畜産協会わかやま(以下「畜産協会わかやま」という。)、公益社団法人和歌山県獣医師会(以下「県獣医師会」という。)等と連携し、家畜伝染病及び新疾病のサーベイランス体制の強化、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導により防疫体制の整備を図る。

また、家畜伝染病の大規模発生に対処する家畜防疫員の確保、農林水産分野以外の公務員獣医師との連携、公務員獣医師退職者等の積極的な人材の確保を進める。

(2) 獣医系大学等との連携強化

県は獣医系大学や民間検査施設等との連携を強化し、これらの施設が所有する検査機器等を利用することにより、家畜伝染病や家畜疾病の迅速かつ的確な診断ができるよう努める。

(3) 獣医療情報の共有

県は国内外における家畜伝染病発生状況や地域における家畜疾病の発生状況、薬剤耐性菌の浸潤状況等の獣医療に係る情報について、畜産農家や畜産関係団体との共有を図る。

2 小動物分野

県は、地域猫対策をはじめとした動物愛護事業を円滑に推進するために、民間の診療施設等との協力体制の整備を図る。

第5 獣医療に関する知識・技術の向上に関する事項

1 公務員・産業動物診療分野

県は、獣医師職員に対して国等が開催する家畜衛生や公衆衛生、動物愛護に関する研修会や講習会への参加を促進し、伝達講習会の開催により検査技術や知識の普及を図る。

また、産業動物診療を行う家畜保健衛生所の獣医師を対象として、農業共済組合や県獣医師会が開催する研修会や学会等への参加を積極的に行い、家畜診療に関する知識や技術の向上を図る。

さらに、特定家畜伝染病の発生に備え、県、市町村及び関係機関が一体となった連絡体制や防疫体制を構築するため、防疫演習を実施する。実施に当たっては畜産協会わかやまと連携して、演習内容の充実を図る。

2 小動物診療分野

県獣医師会は小動物診療獣医師に対し、飼育者へのインフォームド・コンセントを徹底するよう指導するとともに、飼育者とのコミュニケーション能力の向上や獣医療に関する法令の理解醸成を目的とした研修や講習会等への参加を促す。

また、専門分野別の技術向上が今後ますます重要となることから、専門性の高い診療技術の修得を目的として実施される技術研修、獣医師の組織する団体等が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進を図るとともに、獣医師と愛玩動物看護師との連携によるチーム獣医療体制の構築に努める。

3 生涯研修等

各分野の獣医師は、最新の診療技術及び海外悪性伝染病等に関する知識・技術を適切に取り入れることにより、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくために、県獣医師会等が開催する研修会への参加や当該団体が提供する教材等の利用に努める。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

県は家畜衛生に加え、公衆衛生、動物愛護及び野生動物管理等の自然環境等、獣医療に関する各分野の状況を十分に把握し、家畜保健衛生所や保健所等による監視・指導体制を整備するとともに、県民からの相談窓口の明確化を図る。

2 飼育者への衛生知識の普及・啓発

県及び畜産協会わかやまは畜産農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守や食品の安全性向上、飼育、経営等に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、農場 HACCP や畜産 GAP の普及促進を図る。

また、県獣医師会は愛玩動物の飼育者に対し、動物の健康管理や人獣共通感染症の予防等に関する知識の普及・啓発に努める。

3 広報活動の充実

県は県獣医師会、畜産協会わかやまと連携し、ホームページの充実、イベントの開催等により、獣医療についての正しい知識を県民に普及する。